

NEW KANOYA CITY

旧3町区域に 地域自治区を 設置

新「鹿屋市」では、これまでの各地域のまちづくりを生かしつつ、市全体の均衡ある発展を進めるため、県内で初めて旧町ごとに「地域自治区」を設置しました。

「地域自治区」の設置期間は4年間で、身近な住民サービスを提供する総合支所（事務所）と、これに連携する住民組織の「地域協議会」で構成されます。

また、「地域自治区」には支所長（事務所長）として新市長の選任する区長（特別職）が置かれます。

地域自治区の概要と区長の役割

新市長

新「鹿屋市」の組織の一部として、総合支所の事務を担当する

区域住民の意見等を取りまとめ、説明や調整の役割を担う

区長

※任期：2年以内（市長が選任）

支所長としての役割 （自治法では事務職員）

新「鹿屋市」の内部機関として市長権限に属する事務の一部を補助執行する

支所長としての権限

支所長の権限の範囲において事務を執行する

- 予算に定める事業の執行
- 地域内の入札・契約等に係る事務
- 地域内の財産の管理に係る事務
- その他各種行政分野の事業実施

総合支所（地域自治区の事務所）

- 1 総合支所の事務
 - ・窓口業務部門
 - ・住民生活に密着した業務部門の事業実施など
- 2 地域協議会の庶務・運営

特別職としての役割 （特例法による特別職）

区域の住民の意見等について地域の事実上の代表者として取りまとめを行い、市長や議員等に必要に応じて説明や調整等の役割を担う

特別職としての権限

特別職として地域住民との連携や協働、意見の調整・市政への反映を行う

- 予算編成方針への意見反映
- まちづくり実施計画への意見反映
- 各種振興計画への意見反映
- 庁議ほか主要審議会・委員会等への参画
- 地域協議会の意見とりまとめ
- その他、地域内の政策事業に関する意見反映
- 地域代表者として式典・行事等への出席

地域協議会

- 1 地域協議会の役割
地域協議会は、総合支所が所管する業務や事業について市長に意見を述べることができる
- 2 協議会の構成員
区域内の住民から選任

地域自治区設置の理由

- 1 「合併後は地域がさびれるのではないか」という住民の不安を解消し、当分の間、地域別の振興策を行う必要があること
- 2 「当分の間は、今までどおりとする」事務事業の調整方針について、旧町での経過を見守る必要があること
- 3 地域住民の参画と理解に基づいた、新「鹿屋市」の具体的な実施計画の策定を進める必要があること

NEW KANOYA CITY

新「鹿屋市」の まちづくり

新「鹿屋市」のまちづくりの指針となる「新市まちづくり計画」は、旧1市3町の固有の資源や特性を生かした個性あるまちづくりなどを十分に尊重し、合併効果を生かしながら、南九州の拠点都市の形成を目指すもので、この計画を総合的かつ一体的に推進することにより、新「鹿屋市」全体の均衡ある発展と一体性の確立を図ります。

そして、この「新市まちづくり計画」の基本理念や基本方針などを十分に踏まえながら、市民の皆さんの参画のもと、新市のまちづくりの方針や具体的な取り組みなどを位置づけた『新「鹿屋市」総合計画』を、概ね2年（平成18～19年度）かけて策定していきます。

新市まちづくり計画

基本理念

南の大地から未来へはばたく 自立都市の創造
〈基本目標〉

- ①新市の特性・資源を生かした魅力と活力を創出するまちづくり
- ②南九州の拠点都市として人・物・情報が行き交う交流のまちづくり
- ③域内外との連携・交流を支える一体性のあるまちづくり
- ④豊かな自然を守り育む環境にやさしいまちづくり
- ⑤すべての市民が健やかで安心して暮らせるまちづくり
- ⑥自ら学ぶ地域の担い手を育成するまちづくり
- ⑦市民と行政が協働するまちづくり

将来像

人と自然、地域の恵みが響きあう 健康交流都市

基本計画 [まち飛躍プロジェクト]

- 食と交流のまちプロジェクト
～「食と健康」を通じた地域産業の振興～
- 「交流のまち」プロジェクト
～交流人口の拡大による地域活性化～
- 「人・まち元気」プロジェクト
～新しい地区運営体制づくりと市民のコミュニケーションの促進～

今後の具体的な取り組み

新市まちづくり計画

計画策定期間 平成18～19年度（2年程度）

市民参画

- ①総合計画審議会（仮称）の設置
- ②市民アンケートの実施や市民フォーラムの開催
- ③パブリックコメントの実施 など

『新「鹿屋市」総合計画』の策定・推進

地域別の取り組み

「新市まちづくり計画」の中で、各地域の資源やこれまでの取り組みを生かしながら、新「鹿屋市」で重点的に取り組む「まち飛躍プロジェクト」を構成する施策・事業や主要な取り組みを位置づけたものです。

北部エリア

- 「風かおり人輝く 環境共生空間の形成」
- ・人々の健康を支えるヘルシー農業の推進
 - ・豊かな自然環境を生かした交流空間づくり ほか

東部エリア

- 「大地の恵みと人・物の交流拠点の形成」
- ・黒毛和牛の里づくりの推進
 - ・東九州自動車道の整備効果を生かした交流拠点の整備 ほか

中心部エリア

- 「南九州の拠点・新市の顔づくり」
- ・中心市街地の活性化による拠点都市の形成
 - ・ばらを活かしたまちづくり ほか

南部エリア

- 「農工業とやすらぎの交流空間の形成」
- ・自然と農に親しみ人々の心を癒す美里（うましさと）づくり
 - ・魅力ある農業と活力ある農村地域の育成 ほか